

◎新潟県告示第151号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が
退任した旨の届出があった。

令和6年2月16日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事 五泉市村松乙420番地 安中 拓

退任年月日 令和6年1月31日